

財政状況等一覧表（平成19年度）

(単位: 百万円)

団体名 東栄町

人口(A) (平17国調)	面積(km ²) (平19:10:1)
4,347	123.40

標準税収入額等 A	普通交付税額 B	臨時財政対策 債発行可能額C	標準財政規模 A+B+C
546	1,238	107	1,891

1. 一般会計等の財政状況

(単位: 百万円)

会計名	歳入	歳出	形式収支	実質収支	他会計等からの繰入金	地方債現在高	備考
一般会計	2,671	2,538	133	121	0	2,968	
一般会計等	2,671	2,538	133	121		2,968	

2. 公営企業会計等の財政状況

(単位: 百万円)

会計名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額／不足額(実質収支)	他会計等からの繰入金	企業債(地方債)現在高	左のうち一般会計等繰入見込額	備考
国民健康保険特別会計	538	486	52	52	40	—	—	
老人保健特別会計	724	687	37	37	67	—	—	
介護保険特別会計	567	531	36	36	83	—	—	
簡易水道特別会計	204	197	6	6	52	616	417	
公共下水道事業特別会計	137	131	6	6	79	1,104	1,024	
農業集落排水事業特別会計	25	23	2	2	18	190	127	
国民健康保険東栄病院事業特別会計	111	55	56	417	127	43	35	法適用
公営企業会計等 計				557		1,953	1,603	

- (注) 1. 法適用企業とは、地方公営企業法を適用している公営企業である。
2. 法適用企業に係るもの以外のものについては「総収益」「総費用」「純損益」の欄に、それぞれ「歳入」「歳出」「形式収支」を表示している。
3. 「資金剰余額／不足額(実質収支)」は、地方公共団体財政健全化法に基づくものであり、資金不足額がある場合には負数(△～)で表示している。
4. 「左のうち一般会計等繰入見込額」は、企業債(地方債)現在高のうち将来負担比率に算入される部分の金額である。

3. 関係する一部事務組合等の財政状況

(単位: 百万円)

一部事務組合等名	総収益 (歳入)	総費用 (歳出)	純損益 (形式収支)	資金剰余額／不足額(実質収支)	他会計等からの繰入金	企業債(地方債)現在高	左のうち一般会計等負担見込額	備考
北設広域事務組合	418	400	18	18	—	96	21	
愛知県後期高齢者医療広域連合	3,097	2,931	166	166	—	—	—	
愛知県市町村職員退職手当組合	10,963	10,841	122	122	1,920	—	—	
新城北設楽交通災害共済組合	23	19	5	5	5	—	—	
一部事務組合等 計				311		96	—	

4. 地方公社・第三セクター等の経営状況及び地方公共団体の財政的支援の状況

(単位: 百万円)

地方公社・第三セクター等名	経常損益	純資産又は正味財産	当該団体からの出資金	当該団体からの補助金	当該団体からの貸付金	当該団体からの債務保証に係る債務残高	当該団体からの損失補償に係る債務残高	一般会計等負担見込額	備考
株式会社とうえい	△ 1	17	10	—	—	—	—	—	
地方公社・第三セクター等 計			10	—	—	—	—	—	

(注) 損益計算書を作成していない民法法人は「経常損益」の欄には当期正味財産増減額を表示している。

5. 充当可能基金の状況

(単位: 百万円)

充当可能基金名	平成18年度 A	平成19年度 B	差引 B-A
財政調整基金		823	
減債基金		191	
その他充当可能基金		1,012	
充当可能基金 計		2,025	

(注) 「充当可能基金」とは、基金のうち地方債の償還等に充当可能な現金、預金、国債、地方債等の合計額をいい、貸付金及び不動産等を含まない。

6. 財政指標の状況

財政指標名	平成18年度 A	平成19年度 B	差引 B-A	早期健全化 基準	財政再生 基準	資金不足比率 (公営企業会計名)	平成18年度 A	平成19年度 B	差引 B-A
実質赤字比率	4.78	6.40	1.62	△ 15.00	△ 20.00	簡易水道特別会計		9.5	
連結実質赤字比率		35.83		△ 20.00	△ 40.00	公共下水道事業特別会計		16.4	
実質公債費比率	13.2	11.2	△ 2.0	25.0	35.0	農業集落排水事業特別会計		46.2	
将来負担比率		52.0		350.0		国民健康保険東栄病院事業特別会計		50.3	
財政力指数	0.25	0.25	0.0						
経常収支比率	82.4	86.5	4.1						

- (注) 1. 「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「資金不足比率」は負数(△～)で表示しており、収支が黒字の場合には便宜的に当該黒字の比率を正数で表示している。
2. 「資金不足比率」の早期健全化基準に相当する「経営健全化基準」は、公営競技を除き、一律 △20%である(公営競技は0%)。